

# ひまわりからのメッセージ

88号

2018.10.15.

NPOひまわりの花園  
内  
西濃農業  
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子



乳幼児期から大人まで

途切れのない支援と

多職種連携の大切さ

昨日、「先生、内定しました」と、嬉しいメールが届きました。小学生の頃から心配してました工さんの就職内定の報せです。早速お母さんに電話をして、「本当に良かた！」と喜びを分かち合いました。

ところで、発達障害者支援法ができて十数年が経ちました。が、発達障害に関する理解が進んでいるのでしょうか。世の中の理解も、家族や行政もまだまだという気がしています。

自分の子の特性を否定しきける親さんや、逆に「発達障害だから何をやって仕方ない」と、開き直られる親さんもうっしゃいます。誤学習をしてしまって自分以外は皆悪いと言つて、わがままを通す子や、叱責の積み重ねで二次障害になってしまった子、強度行動障害になってしまった人たちなどを見つめています。

にすると、私たちは何ができるのか悩みます。

行政はどうでしょうか。教育、保健、福祉、医療などが連携していかなければならぬと、ずっと言われ続けています。でもかかわらず、少數の時代錯誤の人たちによって、後退させられていく施策の現状を、私たちはただ指をくわえて見ていなければならぬのでしょうか。教育は教育で、保健は保健、福祉は福祉……と、縦割りに戻そうとする人たち、発達障害のことを理解しようとせず無視しているように思えてなりません。例えば心理士の役割にしても、公認心理師として学校現場で、チーム学校の一員として活動していくがねばならない未来の姿もあるのに、全くわからまい人達には怒りを通りこして、哀れささえ感じてしまします。しかし、私達は、心ある人たちと手をたずさえて子どもたちの未来を守つていかなければなりません。面倒なことはやうなくてい、慣例に従つて可もなく不可もなく過ごしていいという考え方の人たちの根底にある障害児者差別と利己主義を心の目で見破つていく必要があります。そして何より子どもたちの命の尊厳を守つていかねはなりません。年を重ねてしまったけれど、あともう少し頑張らないと駄目かな……と、弱気になりそう、自分を、今、鞭打っています。

コスモスや秋明菊が咲き乱れる秋。私の大好きな季節なのです。秋は孤独が似合います。

# 福祉分野における

アセスメントと

## 個別の支援計画



ません、流れとしては次のようになります。

保護者

相談支援事業所でアセスメント

②サービス等利用計画書(案)を作成

①関係者を集めて担当者会議

(親・役所の担当課・事業所・学校等必要に応じて)

でも「休みがちです」という空席が気になります。子どもたちの居  
場所が家でゲームでは困りますが、現実には、そういう子もいて  
何とかしようと周りの関係者を悩ませています。さて今回は増  
加しつづけている福祉サービスについて触れてみたいと思います。

### 相談支援事業所

子どもたちが利用する児童の通所事業には、「児童発達支  
援事業所」と、「放課後等デイサービス事業所」があること  
は、ご存知ですね? これらの事業所へ通うためには、相談支  
援事業所で相談員の相談を受ける必要があります。

昔は、保健センターの健診で「学園に通つてみたら?」と勧めら  
れた保護者の方が、直接ひまわり学園やたんぽぽ学園などに  
行って相談をして、入園を決めさせていたのですが、今は、相談支援事  
業所で「サービス等利用計画書」を作成してもらわなければなり

制度としての流れはこの様になっていますが、担当者会議  
が行われていないことも多いのです。本来は、その児童をとり巻く関  
係者が連携して計画を見直したり、合意するのが目的ですが  
会議も全く行わず、サービス等利用計画書を郵送で通所事  
業所へ送りつけてくる所もあり、療育開始後六ヶ月後のモ  
ニタリングもなされていない所もあって、相談支援事業所  
の相談支援専門員の質が問われることになります。

もう一つ、児童の相談で問題となるのは、相談支援専門員が  
子どもの発達の視点が分からず、保護者の要求のままに計  
画を立ててしまつことです。子どもの発達ニーズがおきがりにな

れてしまうのです。(もちろん、そんな所ばかりではありませんが……)

相談支援にかかる費用は、全て税金でまかなわれていますから

市町の役所は、相談員の質の向上も考えていくべきでしょう。

### 通所事業所

さて、今度は、実際に子どもたちが通っていく事業所のことについて述べたいと思います。

児童発達支援事業所は、ひまわり学園(たんぽぽ学園)(神戸)など(大野)池田町ことばの教室、あすなろの園(安ハ)いずみの園(垂井)そよがせ(養老)等、幼児期の子どもたちが通う所で、早期の療育を行って、子どもたちの発達を支えていく事業所で、保育士や教諭、言語聴覚士等の資格を有してくる職員によって療育が行われています。

放課後等デイサービスは、小・中・高校など十八歳までの児童を対象にしています。スタートした時には、職員の資格や資質については強く、現在は少しずつ内容についての見直しがなされています。この二つの事業所には、「児童発達支援管理責任者」(通称児発管)が居なければなりません。児発管は県が実施する講習を受けて資格をもらうのですが、毎年、講習後に実施される試験(本を見ても可)に合格できない人が出ます。困ったことです。そんな児発管が信用できますか?!(私のつぶやき……です。)

児発管になつた人は、「個別の支援計画」を作成し、保護者の合意のもとに事業所の療育が始められるわけです。  
児童の場合は、個別支援計画は①発達支援②家族支援③地域連携という三つの項目立てをして具体的な目標をたてる事になります。

児童の通所事業所を利用している保護者の方、学校の先生方、一度見直してみて下さい。計画に三個の項目がありますか?、相談支援事業所が立てた個別支援の目標をそのまま書き写してないでしょうか?、そのお子さんの発達課題をとらえて療育をしてくれている所でしょうか?、「家族支援」の項目があつても、「お母さんを楽に!」とか「引きわたす時に希望を聞く」とか、保護者主体になつていないのでしょうか?、お子さんを育てていく時に、お母さんたちが悩まれていることに対して、子育てという視点で一緒に考えていけるのが家族支援なのです。

通所事業所で、アセスメントがしっかりとなされているのかどうか、個別支援計画が本当にその児自身のものかどうかへパソコン上で色々な子と一緒に同じ文章で作られていないか?六ヶ月後のモニタリングがされているかどうか、その上で新たな支援計画が示されたかどうか、事業所を選ぶ時の目安になるのではないですか?

## 発達障害学生支援における

大学と地域の連携 10/14 岐阜大学

サテライトキャンバス

十月十四日、岐大のサテライトキャンバスで、高大連携・在学中支援、就労支援をテーマにシンポジウムがありました。

厚生労働省の発達障害対策専門官からは、現在の国の施策についての話があり、京都大学の船越準教授からは、現在、国公立大学や私立大学で取り組まれている障害のある学生に対する支援の実際について話を伺いました。又、岐阜大学での取り組みや(株)エオビジネスサポートでの取り組みなど、世の中の変化を感じました。その報告は次回に回しますが、実はこの席に岐阜市長の柴崎氏がいらっしゃったので、柴崎市長の話を少しお伝えしておきます。

「市長になる前、私はグレーゾーンの子どもたちの学習支援をしてきて、そのことが今に役立っている。二次障害で勉強にむかわなくなってしまった子もいて、自己肯定感の低い子もいた。彼らの将来を考えたとき、自分の障害特性と向き合わないままの大学生もいるが、早いうちに障害特性に気づくようなサポートが必要だと思った。もう一つは、就労後、その人たちにどんな仕事がしてもらえるのかを、役所だけではなく他の専門家の方

々と手をたすけて定着支援ということを考えていかなければいけないと思う。今は、一人ひとりに光はある時代になってきてている。障害のある若い人材を地域の中などでどう生かしていくかを考えている。岐阜市では、インクルーシブアドバイザーを作った。今後、自治会への派遣なども行っていくことになると思う。岐阜には野田聖子さんもいて、差別解消法にも力を入れてきた。……」(以下略)

私たちは、まだ中高連携の所で足踏みをしている状態です。でも大学では、高校在学中から連携支援を始めといふと聞くと心強く感じる一方で、まだまだ進んでいかない現実を、どうしていけばいいのか……と思します。

しかし、このシンポジウムに参加して、やはり……と思つたことは、講師の多くが指摘されたこと、「自己理解」ということとは、講師の多くが指摘されたこと、「生活習慣の安定」です。発達障害といふ特徴理解は、社会で生きていくために必要なことであり、それは、家族にとっても大きな課題でしょう。発達障害者支援法の一部改正(平成二十六年)に「家族等を含めた支援」が付記されているのも、うなづけます。幼い時から就労を見据えた支援を私たちは心がけていきたいものです。

お知らせ

十一月例会、十二月、奥の細道記念館です。